

# 常陸大宮市教育情報セキュリティポリシー策定支援業務委託仕様書

## 1 業務の名称

常陸大宮市教育情報セキュリティポリシー策定支援業務委託

## 2 業務の目的

本市の学校現場を取り巻く環境は、GIGA スクール構想が進展している中で、次世代校務 DX の取組として校務支援システムのクラウド化や生成 AI の活用など、さらなる変革を控えている一方で、ランサムウェアをはじめとした外部からのサイバー攻撃による脅威や情報の取扱い方法の不徹底に起因した情報漏洩事故など、多様化・増大化するリスクへの対策が喫緊の課題となっている状況である。

本業務は、情報セキュリティの確保及び学校現場に特化した組織的かつ統一的な対策を強化することを目的に、文部科学省が策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 7 年 3 月版）」を基本として、本市の学校現場の実情に応じた実効性の高い教育情報セキュリティポリシーを策定するため、市内小中学校の現状把握やその実態を踏まえた教育情報セキュリティポリシー及び実施手順の策定を支援するものである。

## 3 履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 4 業務の内容

### （1）現状把握（学校ヒアリング調査）

- ・市内各小中学校における情報セキュリティの現状を把握するため、ヒアリング調査（現地・オンライン）を行うこと。
- ・ヒアリング調査は、市内小中学校 15 校のうち、6 校以上を対象に実施すること。なお、ヒアリング調査対象校のうち、4 校以上は現地によるヒアリング調査とすること。
- ・ヒアリング調査対象校の選定や調査手法等については、発注者との協議の上決定すること。
- ・調査対象校の範囲は次の表のとおりとする。

| No. | 学校名    | 所在地                     | 参考：R7. 4. 1 現在<br>児童生徒数（人） |
|-----|--------|-------------------------|----------------------------|
| 1   | 村田小学校  | 茨城県常陸大宮市上村田 1259 番地の 1  | 200                        |
| 2   | 上野小学校  | 茨城県常陸大宮市根本 231 番地       | 179                        |
| 3   | 大宮小学校  | 茨城県常陸大宮市北町 116 番地       | 302                        |
| 4   | 大賀小学校  | 茨城県常陸大宮市小祝 218 番地の 2    | 36                         |
| 5   | 大宮北小学校 | 茨城県常陸大宮市東野 3323 番地      | 49                         |
| 6   | 大宮西小学校 | 茨城県常陸大宮市抽ケ台町 2906 番地の 8 | 334                        |
| 7   | 山方小学校  | 茨城県常陸大宮市山方 3292 番地      | 74                         |
| 8   | 山方南小学校 | 茨城県常陸大宮市野上 1067 番地      | 54                         |
| 9   | 美和小学校  | 茨城県常陸大宮市小田野 22 番地       | 51                         |
| 10  | 緒川小学校  | 茨城県常陸大宮市上小瀬 751 番地      | 79                         |

|    |        |                      |     |
|----|--------|----------------------|-----|
| 11 | 御前山小学校 | 茨城県常陸大宮市野口 3217 番地   | 88  |
| 12 | 大宮中学校  | 茨城県常陸大宮市抽ヶ台町 3117 番地 | 380 |
| 13 | 第二中学校  | 茨城県常陸大宮市石沢 1555 番地   | 181 |
| 14 | 山方中学校  | 茨城県常陸大宮市山方 3267 番地   | 84  |
| 15 | 明峰中学校  | 茨城県常陸大宮市上小瀬 1281 番地  | 132 |

(2) 教育情報セキュリティポリシーの策定支援

- ・現状把握の結果や発注者との打合を踏まえて、教育情報セキュリティポリシーの案を作成すること。
- ・教育情報セキュリティポリシー案の作成にあたっては、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版）」を基本として、対策基準と実施手順の案を作成すること。

(3) 教育情報セキュリティポリシーに関する教職員研修の実施

- ・教職員が教育情報セキュリティポリシーに従い、情報資産の安全管理及び取扱い等について、実効性を確保とするため、教職員に対する周知及びセキュリティ意識の向上を目的としたオンライン研修を実施すること。
- ・研修終了後、録画した動画を配信すること。
- ・教職員が研修を受講し、教育情報セキュリティポリシーの内容等を理解したことを確認するための事後アンケート等を実施すること。

5 成果品及び納期限

本業務の成果品及び納期限等については、次のとおりとする。

なお、本業務における成果品はすべて委託者に帰属し、受託者は委託者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(1) 成果品及び納期限

成果品は、いずれもデータ及び紙ベース（各1部）を納入すること。

ア 教育情報セキュリティポリシー対策基準（案）：令和7年12月15日

イ 教育情報セキュリティポリシー実施手順（案）：令和7年12月15日

ウ 教職員研修資料：令和8年1月15日

エ 業務完了報告書：令和8年3月31日

(2) 納入場所

常陸大宮市教育委員会事務局学校教育課

(3) 検査

業務完了後、所定の成果品について委託者の検査を受け、この合格を得て完了とし、成果品の引き渡しを行うものとする。

6 業務の指示監督等

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、委託者の意図及び目的を理解した上で、十分な経験及び

知識のある技術者を定め、適正な人員を配置するよう努めるとともに、正確丁寧に行うものとする。

- (2) 本仕様書に定めのない事項、または作業の過程において仕様書の内容若しくは解釈について変更・疑義が生じた場合は、委託者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

## 7 その他留意事項

- (1) 業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 委託者と受託者は、本業務を円滑に遂行するにあたり、必要に応じて打合せ協議を行う。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務に必要な既存資料等は委託者が貸与するが、貸与資料について破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。また、貸与資料の保管には十分注意し、業務完了後は速やかに貸与資料を返却すること。
- (5) 業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、委託者の指示により補足、修正を行うこととし、その費用は受託者の負担によるものとする。

## 8 問合せ先・担当部署

常陸大宮市教育委員会事務局学校教育課学校教育 G (担当：神長・長嶋)

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135 番地の 6

TEL 0295-52-1111 (内線 338) / FAX 0295-53-6502

E-Mail gakyou@city.hitachiomiya.lg.jp